

消費者問題の最前線

第6回 決済手段と加盟店管理義務

消費者問題特別委員会委員 山口 諒 (68期)

1 はじめに

消費者が利用する決済手段が近年多様化しています。これら決済手段を利用する店舗から受けた被害を解決するに当たって、個別信用購入あっせんを中心に発展した「決済手段を提供する事業者がその決済手段を利用する店舗の販売方法を管理すべきという考え方」が参考になると考えられます。そこで本稿では、上記考え方の前提となる個別信用購入あっせんの仕組み(①)、上記考えを用いる場面(加盟店管理義務を主張する必要性)(②)、関連する裁判例(③)を順に説明していききたいと思います。

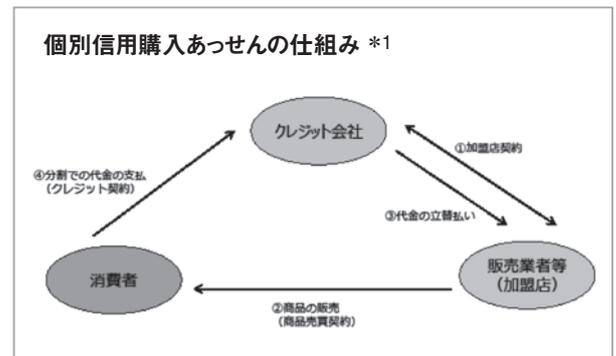
2 個別信用購入あっせんの仕組み(①)

割賦販売法上の個別信用購入あっせん(割賦販売法2条4項)とは、高額な買い物をする際に利用するいわゆるショッピングクレジットのことを指し、個別クレジットと呼称されることもあります。

この決済手段を提供する信販会社(クレジット会社)は、これを利用する店舗との間で加盟店契約を締結します(以下決済手段を利用する店舗を「加盟店」といいます)。また消費者は、同決済手段を利用するために、支払時に信販会社との間で立替払契約を締結します。そして消費者が立替払契約を利用し商品代金などを支払うと、加盟店は、信販会社から加盟店契約に基づき、手数料を控除された代金を得ます。

上記仕組みのうち、決済手段を提供する事業者(以下「決済業者」といいます)が加盟店との間で契

約を締結すること、及び、決済業者が決済手段の利用により手数料収入を得るといった関係性は、個別信用購入あっせん以外の決済手段にもみられます。



3 加盟店管理義務を主張する必要性(②)

上記で論じた加盟店の中には悪質な加盟店が存在し、消費者を欺罔するなどして、決済手段を用いさせ契約を締結することがあります。このような悪質な加盟店に対して契約の取消し、解除等を主張し責任追及を行うことが考えられます。しかし加盟店に十分な資力がない場合等には、加盟店に対する責任追及では十分に被害回復を行えません。この場合に、決済業者が加盟店と契約を締結し加盟店を監督できる立場にあること、及び加盟店に決済手段を利用させ手数料収入を得ていること等から、決済業者には民事上加盟店の販売方法を管理すべき義務があるとしてその義務違反について、決済業者に不法行為または債務不履行に基づく損害賠償請求等を行うことがあります(以下では上記義務を「加盟店管理義務」といいます)*2。以下では、加盟店管理義務に関連する裁判例を見ていききたいと思います。

*1：経済産業省商務・サービスグループ商取引監督課「割賦販売法(後払信用)の概要」2021年6月

*2：加盟店管理義務は、個別信用購入あっせんにおいて信義則上割賦販売法の規定の適用が問題となる場面(福岡地裁平成20年9月19日判決(消費者法ニュース79号324頁)等)や、個別信用購入あっせんにおいて消費者が割賦販売法の適用がない立替払契約で信義則上抗弁の接続を主張する場面(大阪地裁平成18年9月29日判決(消費者法ニュース71号178頁))でも主張されることがあります。

4 裁判例 (③)

(1) 静岡地裁浜松支部平成17年7月11日判決 (判時1915号88頁)

まず個別信用購入あっせんにおいて加盟店管理義務を認めたといえる静岡地裁浜松支部平成17年7月11日判決が存在します。同判決は、割賦販売法の規定、経済産業省の行政指導等から「加盟店調査管理義務」(加盟店の商品の販売方法に不審な点がないか慎重に判断する義務等)の存在を認めました。そして信販会社が「加盟店調査管理義務に違反したことにつき、重大な落ち度があった場合には、信販会社が行っている立替払契約により悪質な販売業者の不適正な販売行為を助長する結果に結びついてしまい、しかも、それが個々の消費者の被害によって信販会社が経済的利益を得るといった結果となること」と信販会社と加盟店の関係性に着目し、民事上「加盟店調査管理義務に違反したことにつき、重大な落ち度があった場合」に消費者との関係で不法行為責任が成立するとし、信販会社の不法行為責任を認めました。

(2) 大阪地裁平成24年7月27日判決 (判タ1398号159頁)

次に消費者が一般的に利用する決済手段ではないものの、(提携)リース契約に関する大阪地裁平成24年7月27日判決が加盟店管理義務を主張するうえで参考となります。(提携)リース契約では割賦販売法のような特別な法規制がないものの、同判決は、リース会社(信販会社と同様の立場にある会社)とその販売店(加盟店と同様の立場にある会社)が密接な協力関係にあり、かつ、顧客とのリース契約が増えると双方の利益も増加する関係にあること等から、「提携販売店とリース会社との関係、提携販売店のリース契約締結手続への関与の内容及び程度、

提携販売店の不法行為についてのリース会社の認識又は認識可能性の有無及び程度等に照らし、リース会社が提携販売店の違法行為を知り、又は知り得たにもかかわらず漫然と顧客とリース契約を締結したというような特段の事情が認められる場合には、リース会社は、提携販売店に違法な営業活動がないかを調査し、必要に応じて、両者の法律関係及び経済的影響力に応じた指導・監督をすべき注意義務があったものとして、不法行為責任を負う」と判示し、当該事案の具体的事情から注意義務及びその違反を認め、リース会社に対する不法行為に基づく損害賠償請求を認容しました。

5 総括

上記裁判例は、決済業者等と加盟店の関係性、業法、通達、同種被害の発生状況等から、決済手段等を提供する事業者が民事上加盟店の販売方法を調査、管理すべき義務及びその違反があるとして、不法行為責任が成立することを認めました。なお電子マネー(資金決済法上の前払式支払手段)に関する裁判例でも、加盟店への対応や確認を怠った一定の場合に損害賠償責任を認める判断枠組みが示されています(東京高裁平成28年2月4日判決(消費者法ニュース113号284頁))。

上記で挙げた決済手段等以外においても、決済業者が加盟店と加盟店契約を締結し収入を得る基本的な関係性は異ならないと考えられます。ですので、多様化した決済手段における消費者被害を解決するに当たっても、上記決済業者と加盟店の関係性、業法、通達などを根拠に、決済業者が加盟店の販売方法を管理すべき義務の違反により不法行為または債務不履行責任を負うと主張し、被害回復を図っていくことが考えられます*3。

*3: クレジットカード(割賦販売法上の包括信用購入あっせん)については、平成28年同法改正前の事案ですが、イシュー(カード発行会社)に一定の場合に購入者と加盟店との間のトラブルの有無や内容の状況を確認調査する等して、むやみに購入者が不利益を被ることのないように協力すべき信義則上の義務を認めた東京地裁平成21年10月2日判決(消費者法ニュース84号211頁)が存在します。また現行の割賦販売法には、アクワイアラー(加盟店管理会社)に、顧客から苦情があった場合などに加盟店に調査義務を課す業法上の規定が存在します。